

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部特別聴講学生規程

第1条 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第60条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第3条 特別聴講学生として入学することのできる者は、本学と協議が整った大学（以下「他大学」という。）の学長が推薦する学生とする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項とする。

- (1) 聴講する授業科目及び単位数
- (2) 聴講時間
- (3) その他必要事項

第4条 特別聴講学生は、毎学期始めに入学を許可する。

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類を整え、学科長を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願書（別紙様式）
- (2) 履歴書
- (3) 他大学の成績証明書
- (4) 他大学の学長の推薦書
- (5) その他指定する書類

第6条 聴講を許可された者は、大学間の協議により徴収しない場合を除き、入学の手続を行う際に聴講料を納付しなければならない。

2 実験実習に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

第7条 聴講期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

第8条 聴講を修了した者は、本人の申出により聴講証明書又は聴講単位修得証明書を交付する。

第9条 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則中、学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

特別聴講学生入学願書

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 学長 様

本人 大学名・学部・学科

現住所

氏名

生年月日

保証人 現住所

氏名

私は、貴学における特別聴講学生として、下記のとおり入学したいので、御許可下さるようお願いいたします。

記

1 聴講目的

2 聴講する授業科目及び単位数

授業科目	単位数	教員名	承諾印

3 聴講期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

4 単位取得認定の必要の有無 有 ・ 無